

平成20年度第8回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成20年8月12日(火) 午前10時00分～午前11時25分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

委員 曾我紀厚

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師

任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦

課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

4 議題

委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

会議出席者及び議事録作成者の指定について

議案第1号 平成20年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(事務・技術) 資格免許職(1回目))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

報告第1号 人事院勧告の概要について

5 会議の公開・非公開

議案第1号を非公開とした。

6 議事

(1) 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

高橋委員の委員長任期が平成20年8月16日で満了するため、新委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を行った。

選挙の結果、曾我委員を委員長とすることに決定した。

続いて、曾我委員が高橋委員を委員長職務代理者に指定した。

(2) 会議出席者及び議事録作成者の指定について

人事委員会の会議出席者及び議事録作成者として、曾我委員が次の者を指定した。

- ・人事委員会議事規則第5条に定める委員長が指定する会議出席者
任用課長、給与課長、各課長補佐
- ・同規則第7条の規定による議事録作成者
任用課長

(3) 議案第1号

平成20年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度(事務・技術) 資格免許職(1回目))の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

実施結果

	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用候補者数 (B)	受験競争率 (A/B)
	名	名	名	名	名	名	倍
事務 (一般コース)	10	464 (151)	315 (105)	25 (7)	23 (6)	15 (6)	21.0
事務 (環境コース)	1	26 (4)	19 (4)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	19.0
総合化学	1	5 (4)	4 (3)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2.0
農業	1	32 (16)	26 (13)	5 (2)	5 (2)	2 (0)	13.0
林業	1	9 (2)	8 (2)	3 (1)	3 (1)	2 (1)	4.0
土木	5	49 (3)	34 (3)	12 (1)	11 (1)	7 (0)	4.9
機械	1	10 (0)	9 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	4.5
社会福祉 (福祉コース)	2	31 (22)	26 (19)	6 (4)	6 (4)	4 (3)	6.5
社会福祉 (心理コース)	1	15 (10)	13 (10)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	6.5
獣医師	1	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	2 (2)	2.0
薬剤師	1	3 (1)	3 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1.5
合計	25	638 (215)	461 (162)	69 (22)	65 (21)	41 (15)	11.2

表中の()は女性の内数

試験日程

第1次試験	試験日	6月29日(日)
	試験会場	(鳥取会場)鳥取大学共通教育棟 (米子会場)鳥取大学医学部講義・実習棟 (東京会場)国土館大学世田谷校舎6号館
	試験種目	教養試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式又は記述式) 論文試験、適性検査 論文試験、適性検査の評価等は2次試験で実施
	合格発表	7月4日(金)
第2次試験	試験日	7月28日(月)~8月1日(金)
	試験会場	鳥取県庁会議室
	試験種目	人物試験(集団討論・個別面接)
	採用候補者発表日	8月12日(火)(予定)

(4) 報告第1号

人事院勧告の概要について、事務局が説明した。

【説明】

勧告日 平成20年8月11日(月)

勧告の概要

ア 今年度の給与改定について

(ア) 民間との格差(0.04%)が極めて小さいことから、月例給の改定は行わないが、医師の給与については特別に改善

俸給表については格差が極めて小さく適切な改定には十分でないこと、諸手当についても改定する特段の必要性は認められないこと等を勘案して、本年は月例給の水準改定を行わない。しかし、国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となる中で、国の医師の給与は、民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っており、若手・中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を改定(年間給与を独立行政法人国立病院機構並みに平均で約11%引上げ)

(イ) 期末・勤勉手当(ボーナス)も民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし

イ 給与構造改革の推進について

(イ) 本府省業務調整手当の新設

国家行政施策の企画・立案、諸外国との折衝、関係府省との調整、国会対応等の本府省の業務の特殊性・困難性を踏まえ、近年、各府省において本府省に必要な人材の確保が困難になっている事情を併せ考慮し、現行の本府省の課長補佐に対する俸給の特別調整額を廃止した上で、本府省の課長補佐、係長及び係員を対象とした本府省業務調整手当を新設(平成21年4月実施)

(ウ) その他の給与構造改革の推進

地域間給与と配分の見直しのため地域手当について平成21年度の支給割合を設定したほか、勤務実績の給与への反映を推進する。

ウ 勤務時間に関する勧告について

職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定(平成21年4月実施)

- ・ 職員の勤務時間は民間と均衡させるべきもの。民間の労働時間は職員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で安定
- ・ 勤務時間の短縮に当たっては、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コスト増加を招かないことが基本。公務能率の一層の向上に努める必要
- ・ 勤務時間の短縮は、仕事と生活の調和にも寄与

エ 公務員制度改革及び公務員人事管理に関する報告の骨子

(ア) 人材の確保・育成

採用試験の基本的な見直し、幹部要員の確保・育成、人事交流の推進、等

(イ) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

新たな人事評価制度の活用

(ウ) 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

超過勤務の縮減対策、育児仕事の両立、メンタルヘルス対策

(エ) 退職管理～高齢者の雇用問題～

65歳までの段階的定年延長を中心に検討

【質疑】

委員

医師の給与を改善というのは、がんセンターなどの極めて限られたところになるのか。

事務局

がんセンターなどの高度医療センターとハンセン病療養所等が対象で、医師は1,350名程度勤務しているようである。

委員

人事院は国全体を見ているが、我々は鳥取県の状況を見てどうかという判断をすることが重要。

委員

本府省業務調整手当を新設ということだが、県でも本庁は忙しいという状況があるのか。

事務局

本庁でも地方機関でも忙しい部署はある。ICカードの導入により時間外勤務の実態が明らかになっているが、月に100時間を超える時間外勤務もあるようである。

委員

報告の骨子とあるが、これは単なる報告なのか。

事務局

勧告は法改正を要する事項だが、報告は、人事院の考え方や翌年以降の勧告の予定等を述べたもの。

6 次回の人事委員会の開催

平成20年8月19日(火)午前10時00分から開催することとした。